

仙台市高砂学校給食センター維持管理運営包括委託事業に係る募集要項等に関する質問に対する回答

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
1	募集要項	6	IV	2			募集及び選定スケジュール	施設見学会②について、施設見学会①とは別の内容を計画されておりますでしょうか。	施設見学会①と同様の内容を予定しております。
2	募集要項	7	IV	3	(3)		参加表明書及び参加資格審査書類の受付等	結果通知の際に、登録番号も併せて通知される理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	15	VII	7			リスク分担の方法等	新たに大きな地震が発生した場合で、2011年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする施設の構造等（杭等）に何かしらの不具合が残っていたことが影響し、新たに発生した大きな地震により当該地震で考えられる被害を上回るような損害が施設に発生した場合の費用負担等の考え方をご教示ください。	包括委託契約書第45条等の規定により対応することが考えられますが、具体の対応等については、被害状況や他の事象との因果関係等の個別の事象毎に協議等行った上で、判断することとなります。
4	基本協定書（案）	3	第6条	6			包括委託契約	「本市は、第3項から前項までの規定により、事業者との包括契約に至らなかったときは、優先交渉権者に対し、～違約金として請求することができる」とありますが、帰責性を有する企業に違約金を請求するとの認識でよろしいでしょうか。	市は優先交渉権者であるグループに対し違約金を請求するものであり、個別の企業に請求するものではありません。
5	包括委託契約書（案）	1	1	第2条	1	(11)	用語の定義	「不可抗力とは～本市及び事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。」とありますが、自然災害の規模の大きさに関わらず不可抗力とお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、不可抗力により生じた追加費用の負担については包括委託契約書の各条項に基づき対応することとなります。
6	包括委託契約書（案）	2	1	第6条	1	(4)	契約の保証	「履行保証保険契約の締結」と記載されておりますが、契約締結者を事業者以外とすることは可能でしょうか。	履行保証保険契約を締結する場合、契約者は事業者、被保険者は本市としてください。
7	包括委託契約書（案）	2	1	第6条	1	(4)	契約の保証	「履行保証保険契約の締結」と記載されておりますが、保険期間1年間の更新契約でもよろしいでしょうか。	必要な保証を付していれば、1年間の更新契約でも可とします。
8	包括委託契約書（案）	2	1	第6条	2		契約の保証	「保証の額は、委託料総額の100分の1に相当する金額以上としなければならない。」と記載されておりますが、年度の委託料の100分の10に相当する金額としていただきたいと存じます。	本市の内規により、契約保証金の額は、契約金額（委託料総額）に一定の割合を乗じて算出することとしているため、原案のとおりとします。
9	包括委託契約書（案）	2	1	第6条	2		契約の保証	「保証の額は、委託料総額の100分の1に相当する金額以上としなければならない。」と記載されておりますが、委託料総額には消費税等相当額が含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
10	包括委託契約書(案)	11	5	第38条	3		事業者の事由による契約解除	「委託料総額の100分の10に相当する金額の違約金」と記載されておりますが、委託料総額には消費税等相当額が含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	包括委託契約書(案)	11	5	第38条	4		事業者の事由による契約解除	「解除の日が属する年度の委託料の100分の10に相当する金額の違約金」と記載されておりますが、委託料総額には消費税等相当額が含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	包括委託契約書(案)	34	別紙3	3	(1)		表「減額の対象となる事象」	レベル4維持管理関連の事象に「騒音、悪臭等の発生」とありますが、発生後すぐに原因調査のうえ対応を市と協議し改善した場合は、減額ポイントの対象外としていただけないでしょうか。	減額ポイント付与の対象となるか否かについては、騒音・悪臭等の発生原因や、近隣への影響度合い等により個別に判断するものといたします。
13	包括委託契約書(案)	35	別紙3	3	(1)		表「減額の対象となる事象」	給食の不完全提供(レベルA, B, C)となった場合の事象で、設備機器や配管配線等、施設に起因する給食提供への影響については、不具合発生時に迅速に修理等の対応を行った場合は、減額ペナルティの対象外としていただけないでしょうか。 理由としては、竣工から16年が経過している施設のため、設備や配管の経年劣化が進んでおり、適切な維持管理・修繕をしても想定できない突発的な不具合は回避できません。	当該事象発生時には、事業者の保守・修繕履歴等の確認を行うほか、不具合の発生に関する予見性等を勘案し、個別の事象毎に判断するものといたします。
14	包括委託契約書(案)	39	別紙4	1			委託料の構成	SPC設立及び運営に係る諸費用(保険料、SPC管理業務費、監査報酬等)について、どの区分に計上するかは事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	それらの費用は、運営費相当額の固定料金に計上してください。
15	包括委託契約書(案)	39	別紙4	1			委託料の構成	変動料金は一食当たりの単価×支払対象給食数で算出しますが、小数点以下第四位未満の端数処理は、事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	一食当たりの単価に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第四位未満を切り捨て処理するものとし、「一食当たりの単価×支払対象給食数」により算出された金額に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下の端数の全てを切り捨て処理するものとします。
16	包括委託契約書(案)	41	別紙4	4	(1)		支払方法	実施方針等に関する質問に対する回答No.6でご回答いただいた通り、初期にかかるSPC諸経費については、「全40回に分割した支払」の対象外となり、事業者の提案に基づきお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	包括委託契約書(案)	41	別紙4	4	(1)		支払方法	「全40回に分割した支払」と記載されておりますが、計算上端数が生じた場合、当該端数の調整方法は事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
18	包括委託契約書(案)	42	別紙4	6	(1)		対象となる費用と参照指標	<p>物価変動で使用する指数について、修繕業務の指数は以下の指数の採用をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>【一般財団法人建設物価調査会、建築費指数、標準指数、事務所、SRC】 (継続PFI案件：ルメール府中(第二期)にて採用)</p> <p>建設関連の価格高騰を全部ではありませんががある程度織り込んでいる指数であると考えております。</p>	<p>ご提案の指数は建築工事に関する物価指数であり、本事業では施設の建設等は想定していないため、原案のとおりとします。</p>
19	要求水準書	11	Ⅲ				用語の定義	<p>貴市が配置する施設管理担当者は、本施設に常駐している理解でよろしいでしょうか。また、当該担当者事業者との関係性についてご教示ください。</p>	<p>本市が配置する施設管理担当者については、本市学校給食センターの職員を想定しており、専属の担当者を配置するものではないため、通常の勤務時間内での対応となります。</p> <p>また、当該担当者については、本事業に係る各種報告等に関する、事業者との窓口となることを想定しております。</p>
20	要求水準書						資料7考え方	<p>「修繕業務対象リスト(厨房機器)」の内、★の事業期間内に更新対象機器以外について更新が必要となった場合は別途市が行う業務として考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書Ⅲ-1-(9)-エに記載のとおり、添付資料7において「更新」とした機器等以外で更新が必要になった場合は、事業者の保守・修繕履歴等を確認し協議を行うこととしており、協議の結果、市が更新を行うこととして整理された場合は、お見込みのとおりです。</p>
21	要求水準書						資料7備考	<p>食器コンテナと食缶用コンテナについて、修繕不可のコンテナを更新(各10台程度と想定する)とございますが、正確な台数のお見込みはございますでしょうか。また、想定台数以上更新が必要となった場合、事業期間内に別途協議との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、現段階では各10台の更新が必要と想定しております。</p> <p>後段についてはお見込みのとおりです。</p>
22	様式集		Ⅲ	1			作成方法	<p>「正本のみ社名等を明記して提出すること」について、企業名対応表を挿入することで正本とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>そのような対応も可とします。</p>
23	様式集		Ⅲ	1			作成方法	<p>「提案書には、金融機関名も含め、社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載は一切行わないこと。」と記載されておりますが、構成員および協力企業に該当しない企業を提案書類内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。</p>	<p>提案書の副本については、構成員及び協力企業に該当しない企業であっても、社名等を記載することは不可とします。</p>
24	様式集		Ⅲ	1			作成方法	<p>「また、その他アピールしたい内容があれば記載すること。」と記載されておりますが、コンソーシアムの内部協定書や関心表明書等の提案内容の確証となるものについて、提案書に添付して提出することは可能でしょうか。</p>	<p>追加資料として添付することは不可としますが、縮小する等として各様式内に表示することは差し支えありません。</p>

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
25	様式集		III	2			提出書類一覧表	様式3-6-9-1「運営費見積書（内訳表）（アレルギー対応食献立分）」については、様式3-6-9-2の誤記という認識でよろしいでしょうか。提出書類一覧表では様式3-6-9-1となっておりますが、実際の様式には様式3-6-9-2と記載されているためです。	様式集に記載する【提出書類一覧表】のうち、「運営費見積書（内訳表）（アレルギー対応食献立分）」については、「様式3-6-9-1」を「様式3-6-9-2」に修正いたします。
26	様式集						様式3-5-1	提案項目の内、（4）が重複しています。サービス水準の維持・向上を図るための体制やモニタリング手法は（5）でよろしいでしょうか。	様式3-5-1のうち、「サービス水準の維持・向上を図るための体制やモニタリング手法」については、項番「（4）」を「（5）」に修正いたします。
27	様式集						様式3-6-1	SPC設立及び運営に係る諸費用（保険料、SPC管理業務費、監査報酬等）について、どの行に計上するかは事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	それらの費用は、運営費相当額の固定料金相当に計上してください。
28	様式集						様式3-6-2	SPC設立及び運営に係る諸費用（保険料、SPC管理業務費、監査報酬等）について、どの行に計上するかは事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	それらの費用は、運営費相当額の固定料金相当に計上してください。
29	様式集						様式3-6-3	SPC設立及び運営に係る諸費用（保険料、SPC管理業務費、監査報酬等）について、どの行に計上するかは事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	それらの費用は、運営費に計上してください。
30	様式集						様式3-6-4	SPC設立及び運営に係る諸費用（保険料、SPC管理業務費、監査報酬等）について、どの行に計上するかは事業者の提案による理解でよろしいでしょうか。	それらの費用は、運営費に計上してください。
31	様式集						様式3-6-5	様式3-6-5の備考4に「様式3-6-6と様式3-6-7の各項目の合計金額を記入すること」と書かれていますが、様式3-6-7の金額はその他関連業務に記載すれば良いでしょうか。	様式3-6-7の各項目の金額は、様式3-6-5のそれぞれ対応する業務に記載してください。
32	様式集						様式3-6-6	様式の冒頭に「修繕、更新に係る費用を除く」と書かれていますが、項目に「保守管理業務・修繕業務」とも書かれております。様式3-6-6には修繕、更新に係る費用を除いて作成すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	様式集						様式3-6-7	小計と総計の行の罫線（縦線）が消えておりますので、ご修正をお願いできますでしょうか。	様式3-6-7の各年度の小計及び総計について、罫線（縦線）を追記いたします。
34	様式集						様式3-6-7	修繕・更新年次計画表に記載する金額は、「3-6-5 維持管理費見積書（年次計画表）」「3-6-6 維持管理費見積書（内訳表）」の「建物保守管理・修繕業務」「建築設備保守管理・修繕業務」「調理設備保守管理・修繕業務」に記載する金額の内数となる理解で宜しいでしょうか。  また、修繕・更新年次計画表は「建築」「建築設備」「調理設備」に区分されておりますが、「建物」「建築設備」「調理設備」の誤りででしょうか。	様式3-6-5は、備考4に記載のとおり様式3-6-6及び様式3-6-7の各項目の合計金額となります。また、様式3-6-6については、修繕、更新に係る費用を除くものとしているため、様式3-6-7に記載する金額は、様式3-6-6の内数にはなりません。 よって、様式3-6-7に記載する金額は、様式3-6-5に記載する金額の内数となります。 後段については、様式3-6-7の大項目のうち、「建築」の記載を「建物」に修正いたします。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
35	様式集						様式3-6-8-2	<p>配送車両調達・維持管理業務（アレルギー対応食献立）について、基準献立と同車両に積載する想定をしております。しかしながら、様式集Ⅲ_1作成方法において、「基準献立・アレルギー対応食献立それぞれの調理等に要する費用を分けて積算すること。明確に区分できない費用についても、食数で按分する等の方法により積算すること」とございますが、配送車両は食数により積算されるものではなく、学級数（コンテナ積載数）で変動するものであるため、基準献立との切り分けが困難です。この費目については、基準献立に含まれるものとして頂けないでしょうか。</p>	<p>そのような場合でも、例えば「配送車両調達・維持管理費×基準献立の食数/（基準献立の食数+アレルギー対応食献立の食数）」「配送車両調達・維持管理費×アレルギー対応食献立の食数/（基準献立の食数+アレルギー対応食献立の食数）」の計算式により按分する等して積算をお願いいたします。</p>